

UDF-ADRセンター第三者委員会規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン（以下、「ユニオン」という）UDF-ADRセンター業務規程（以下「業務規程」という）第46条に基づき、第三者委員会の設置及びその目的、構成、機能その他必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、業務規程、商標法（昭和34年法律第127号）及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）並びに裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(第三者委員会の設置及び目的)

第3条 第三者委員会は、ユニオンその他からの不当な影響等を排除し、UDF-ADRセンター（以下「センター」という）の運営業務における公正・中立性を確保するため並びに業務規程に定めのない調停手続の実施にあたって必要な事項を決定することを目的として設置される。

(第三者委員会の構成)

- 第4条 第三者委員会は、3名以上の奇数の員数による第三者委員会委員（以下「委員」という。）によって構成される。
- 2 委員は、知的財産関係法令について専門の知識を有しているものでなくてはならない。
 - 3 ユニオンの役員、会員並びに職員は委員として委嘱されてはならない。
 - 4 第三者委員会は、1名の委員長を委員から選出する。委員長（以下「委員長」という。）になる者は、委員の過半数以上の同意を得なくてはならない。

(第三者委員会の意思決定方法)

- 第5条 第三者委員会の意思決定は、本規程及び業務規程に特別の定めがない限り、委員の過半数の同意をもって為される。
- 2 委員の同意は、開催された第三者委員会での委員の挙手及び委員長が必要と判断する場合は第三者委員会を開催せずに委員長が適宜と考える方法を用いて確認される。

(第三者委員会の開催)

第6条 第三者委員会は、以下の各号のいずれかに該当した場合に、委員長の招集により開催される。

- (1) 業務規程第6条第5項に基づき不当と思われる待遇もしくは職務についての関与に関わる報告があったとき
 - (2) 業務規程第9条第5項に基づき不当な働きかけに関わる中止勧告要請に関する諮問があったとき
 - (3) 業務規程第18条第2項に基づきセンター長から申立ての受理・不受理に関する諮問があったとき
 - (4) 業務規程第18条第5項に基づき申立人から不受理決定についての不当性の有無の調査及び審議についての求めがあったとき
 - (5) 業務規程第25条第3項に基づきセンター長から忌避請求が提出された旨の報告があったとき
 - (6) 業務規程第38条第3項に基づきセンター長から調停終了に関わる諮問があったとき
 - (7) 業務規程第45条第2項に基づきセンター長から苦情申出があった旨の報告があったとき
 - (8) 業務規程第51条に基づきセンター長から業務規程に定めのない調停手続の実施にあたって必要な事項の提起があったとき
- 2 委員長は、前項の規定に関わらずセンターの運営業務において公正・中立性に疑義を持たざるを得ない事由を把握した時は、第三者委員会を招集し、当該疑義に関わる事情を調査し、対応する処置を決定するものとする。
- 3 第三者委員会は、原則として、ユニオン内部の会議室で開催される。但し、状況により他の場所で開催することを妨げない。

(第三者委員会の機能)

第7条 第三者委員会が、業務規程第6条第5項、同第9条第6項及び同18条第5項に基づく勧告、又は同25条第6項及び同45条第4項に基づく決定をした場合において、センター長が当該勧告を受け入れず又は当該決定に則した処置を実施しないときは、ユニオンの代表理事に対してセンター長の更迭を実施する勧告を行うことができる。

- 2 第三者委員会が、ユニオンの代表理事に対してセンター長の更迭を勧告した場合、ユニオンの代表理事はセンター長の更迭を実施しなくてはならない。
- 3 第三者委員会が、ユニオンの代表理事に対してセンター長の更迭を勧告した時は、センターが取扱中の調停手続は中断され、新任のセンター長が当該勧告を受け入れる又は当該決定に則した処置を実施したときに再開される。

附則

本規程は、平成23年10月3日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取得した日付から施行する。